

関税定率法基本通達 4－8(4)ハに規定する  
「通常要すると認められる保険料の額」

適用期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

C&F 価格帯	航空貨物	海上貨物
100万円以下	3,000円	3,000円
100万円超	C&F 価格に0.003を乗じて算出される額	C&F 価格に0.003を乗じて算出される額

(注)

令和6年1月から令和6年12月までにおける航空貨物・海上貨物別の輸入申告実績を基に算出。

- ① C&F 価格帯 100万円以下の貨物に係る額(3,000円)は、当該価格帯の申告における保険料の額の中央値(メディアン)。
- ② C&F 価格帯 100万円超の貨物に係る係数(0.003)は、当該価格帯の申告におけるC&F 価格に対する保険料の比率の中央値(メディアン)(小数点以下第4位を四捨五入)。